

平成27年9月定例会 総務委員会（付託）

平成27年10月1日（木）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時54分）

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 指定管理者の公募に対する申請状況等について（資料①）
- 次期・自然エネルギー立県とくしま推進戦略（仮称）の素案について（資料②③）

高田県民環境部長

この際、2点御報告させていただきます。

お手元に配布しております資料1を御覧ください。

1点目は、指定管理者の公募に対する申請状況等についてでございます。

県民環境部におきましては、男女共同参画交流センター、郷土文化会館、文学書道館及び蔵本公園・鳴門総合運動公園・中央武道館の各施設につきまして、7月22日から、県のホームページにおいて募集の概要を公表するとともに、募集要項等の配布を開始いたしました。

また、8月上旬から施設ごとに現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を行い、去る9月25日をもって申請書類の受付を終了いたしましたところでございます。

申請の状況につきましては、各施設それぞれ1団体から申請がございました。

今後、提出された事業計画書等の応募書類に基づき、指定管理候補者選定委員会において審査をいただき、当該施設にふさわしい指定管理候補者を選定し、次期定例会に議案として提出したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の資料2-1を御覧ください。

2点目は、次期・自然エネルギー立県とくしま推進戦略（仮称）の素案についてでございます。

県におきましては、平成24年3月に自然エネルギー立県とくしま推進戦略を策定し、太陽光発電をはじめ、自然エネルギーの導入を積極的に推進してまいりました。その後、接続保留問題の発生や電力システム改革の進展、固定価格買取制度の見直しなどに加え、国がエネルギーミックスにおいて、2030年の自然エネルギー比率の目標を22から24%と示すなど、自然エネルギーを取り巻く情勢は大きな変革のときを迎えているところでございます。

そこで、太陽光はもとより風力や小水力など、多様な自然エネルギーの導入に取り組むため、この度、具体的な数値目標などを記載した次期・自然エネルギー立県とくしま推進戦略（仮称）の素案を取りまとめたところでございます。詳細につきましては、お手元の資料2-2を御参照いただければと存じます。

今後、県議会での御論議をはじめ、パブリックコメントを通じて県民の皆様から広く御意見をお伺いし、成案を取りまとめ、次期定例会に御報告させていただきまして、推進戦略を策定してまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

岸本委員長

以上で報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

藤田委員

まず、ただいま指定管理者の公募に対する申請状況についてという報告をお聞きして、この指定管理制度の導入によって、かなりの経費節減が図られたということは認識をしているわけですが、今回の申請団体がそれぞれの施設について1か所ということですが、悪い言い方をすれば、公認の随意契約というような制度になってしまっているのではないかという思いもしないわけではないのですが、まず、ホームページに募集要項を掲載している。そして、配付団体数ということで、ここにも掲載されていますが、この要項はホームページに掲載するのと、この配付団体に配付するというので、要項を配付する団体というのは、これだけしか配付してないわけですね。配付する団体には、いろいろな条件があるかと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

竹岡県民環境政策課長

ただいま、指定管理者制度の募集、申請の状況についての御質問でございますが、まず指定管理者制度につきましては、先ほど委員もお話のとおり、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためということで、公の施設の管理に民間活力を導入し、住民サービスの向上と経費の削減等、これまでも図ってきたところでございます。

公募に当たってのパンフレット等、公募の配付の状況とホームページの公表、資料配付の状況ということでございますが、まずホームページの方では広く県民の皆様、また県外県内含めて、事業者の方に見ていただけるようにということで、ホームページに掲載するとともに、マスコミ等を通じました広報を行ったところでございます。

募集要項を具体的に配付した団体が、こちらに御報告させていただいている全部で10事業者という形になってございます。

藤田委員

この募集要項の配付団体というのは、県がいろいろな条件とか、ここだったらいけるといふ想定のもとで配付しているんですか。それとも、向こうから要請があつて配付をしているんですか。

竹岡県民環境政策課長

募集要項の配付団体数につきましては、県のホームページ等を通じて、指定管理者の公募の状況を知って希望した団体というか、事業者側に対して配付しているという状況でございます。事業者自身が募集要項等いろいろな資料を見て、興味を持って、指定管理の事業者としての申請を検討するという前提で、希望された事業者に対して配付しているという状況でございます。

藤田委員

わかりました。それともう一点、この指定管理者制度が始まって、この五つの施設というのは当初から指定管理制度を導入している施設なんでしょうか。

竹岡県民環境政策課長

本県におきましては、指定管理制度の導入については平成18年4月から、旧の管理委託制度というものから指定管理者制度に移行したところでございまして、今回、更新を行います五つの施設につきましては、それぞれ平成18年度から導入したところ、それから、平成18年の途中から施設ができたというようなところもございます。

藤田委員

それでは、平成18年度から実施している指定管理者制度、この申請団体は5年か3年かということで、更新という時期があつたと思うんですけど、代表的なもので結構ですので、申請団体数がどのような状況か、指定管理料というのはどのように推移しているか、お教えいただきたい。

岸本委員長

小休します。（14時03分）

岸本委員長

再開します。（14時05分）

竹岡県民環境政策課長

指定管理の施設のうちに、男女共同参画交流センターについて御説明させていただきます

すと、前回の指定管理におきまして申請のあった団体数の内訳でございますが、まず募集要項の配付団体が3団体、それから現地説明会の参加団体が1団体で、申請団体数が1団体というような状況でございます。今回がそれぞれ1団体というような状況でございます。

もう一つ、同じく男女共同参画交流センターの子育て支援業務におきましては、前回は募集要項の配付団体数が4団体、現地説明会の参加者が2団体、申請団体が1団体というような状況でございます。

なお、指定管理料でございますが、男女共同参画交流センターホール、研修室の指定管理料の上限、基準額というものでございますけれども、募集に当たっての金額につきましては、前回は2,623万円、今回につきましては各年2,623万6,000円というような形で募集をさせていただいているところでございます。

岸本委員長

6,000円上がったということですか。

竹岡県民環境政策課長

前回、平成23年度から平成27年度の募集の際には2,623万円、今回、平成28年度から平成32年度までの公募に当たっての基準額については、2,623万6,000円という形でございます。

藤田委員

わかりました。ほとんど変わらない額でということですが、金額的なことはさておいて、この利用者の意見というか満足度とか、そのようなものは上がっているんでしょうか。

竹岡県民環境政策課長

この指定管理制度の導入に当たりましては、各事業者におきまして、業務に関するモニタリングをやっておりまして、指定管理者によるセルフモニタリング、これは各施設の管理運営を指定管理で事業を実施しておられる指定管理者において、利用者のアンケートでありますとか、ホームページ等での意見募集なども行った上で、それぞれの施設において、利用者のニーズの把握や施設運営の改善点などの把握に努めておりまして、利用者サービスの向上を図っているところでございます。

またさらに、県によるモニタリングというのも実施しておりまして、毎年また随時、実地検査も実施するとともに、定例的に管理業務や経営状況に関する報告も求めているところでございまして、こういう業務に関するモニタリング等を通じまして、その評価結果を施設の管理運営にフィードバックさせるという手法をとってございます。こういう中で、利用者に対するサービスの向上に努めているというような状況でございます。

藤田委員

いろいろなモニタリングをして、いわゆるPDCAサイクル、回して向上を図っていくということですが、実際、満足度は上がっているのですか。それとも、上がっていないのですか。

竹岡県民環境政策課長

県民環境部におきましては、今回五つの施設で指定管理者制度の更新をする予定で、手続を進めているところでございますが、各施設において、利用者からのサービス低下というような声が聞こえてきたということはございませんので、逆にいえば、利用者の方にはいろんな形でサービスの向上を努めた結果、利用状況自体も増えておりますので、問題なく制度が運用されているものと考えております。

藤田委員

そういう問題点がないということで、現状維持がされているということなんですけれど、やっぱり1団体というのはいかがかなと。先ほども言いましたが、公認の随意契約制度というふうな言われ方をしても仕方がない部分があるんじゃないかと思うので、いろいろ制約とか条件とか、受ける側の環境とかもあるかと思うんですけれども、できるだけ多くの方に募集をしていただけるというか、申請件数が多くなって、それがまたサービスにいいようになるかというのは非常に難しいと思いますけれど、ある程度の競争性というのも確保していく必要があるのではないかと思います。今後、また指定管理者制度、この五つの施設だけに限って言われる部分ではないと思いますが、募集がないから仕方なくというのは、これが本当の指定管理者制度かなと疑問に思いますので、そこら辺はこれから十分に検討を加えて、改善を行っていただきたいと思います。

もう一点、先の代表質問で、今後の気候変動の影響をどういうふうにして和らげていくのか、どういうふうに対応するのかということを知事に対して質問いたしまして、知事からは、徳島ならではの気候変動適応戦略の策定に向けて動き始めるという答弁を頂きました。

まだ国の計画ができていない状況で、恐らく全国的にも先駆けた取組であろうと思いますし、内容についても、今後のスケジュール等もまだ固まってないとは思いますが、少しだけ具体的なことについて質問をさせていただきたいと思いますが、国の適応計画の策定の見込みというのは、どのような状況になっているのでしょうか。

藤本環境首都課長

藤田委員の方から、国の適応計画の策定の見込みということでの御質問でございます。今年度当初あたりで環境省にお聞きしたところによりますと、関係省庁と連携して、夏場、いわゆる8月ごろには策定という予定でお聞きをしておったところですが、現時点においては、まだ策定されていないという状況でございます。最近確認したところでは、作業と

してはほとんど終わっているというような回答もございましたので、近々策定されるのではないかと考えているところであります。

藤田委員

8月には策定ということですが、現行の計画でも、一部の分野での取組というものを位置づけられているということでしたが、具体的にどのような分野のものか、お伺いいたします。

藤本環境首都課長

現行、平成23年8月に地球温暖化対策推進計画を策定しておりまして、その現行の計画の中にも3点ほどございまして、生物多様性の確保や病害虫から森林を守る、いわゆる自然生態系分野、それから、高温障害から農作物を守る食料分野、そして、熱中症や感染症から県民の健康を守る、いわゆる健康分野という、この3分野について、現行計画において位置づけているところでございます。

藤田委員

気候変動というのは今後、更に県民生活の幅広い分野で影響が懸念されるということですが、実際にどの分野でどのような影響が出てくるのか、お伺いをいたします。

藤本環境首都課長

今後、更にどのような分野でという御質問でございます。今後、まだまだ温暖化対策を講じたとしても気温の上昇が予測される中で、やはり県民生活のほとんどの分野で影響が出てくるというふうに考えられますけれども、大きなところで申し上げますと、先ほど申し上げました、既に位置づけております3分野以外では、最近非常に多い台風とか豪雨によります土砂や洪水の災害、それから、海水面の上昇等々から県民を守る、いわゆる県土保全分野というのが大事になってこようかなと思います。

また、一方では渇水とかも起こってきますし、海面上昇によりまして、地下水の塩水化とかも進んでくるように予測されておりますので、それに伴います企業活動ですとか、それから、インフラ設備等々を守っていくいわゆる産業経済分野、そして、河川の水温上昇とかによります水質の悪化から水資源を守ります水環境とか水資源分野、このようなところが今後大きなところでは考えられると思います。

藤田委員

これから、この戦略の策定に当たってどのようにして策定していくのか、お伺いいたします。

藤本環境首都課長

まずはいろんな分野にわたりますので、委員からも代表質問のときには御提案を頂きましたように、我々、環境部局だけではなかなか難しいところがございますので、庁内関係部局にお集まりいただきまして、いろいろな情報収集ですとか情報共有をまずは始めてまいりたいと考えております。さらには、やはり専門的な分野もございますので、その専門的な御意見、御提言を頂くため、環境審議会の方にも諮問をさせていただきまして、そちらの方でも専門的な議論をしていただいて、その後、県議会等の御論議もいただきながら、作業を進めてまいりたいと考えております。

藤田委員

まずは、審議会の方へ諮問していくということですが、この気候変動というのは、先ほども言いましたように、県民生活全般にわたって大きな影響を与えるわけですから、代表質問のときにも言いましたように、環境部局だけではなかなか難しい部分があるのではなかろうかと思えます。そこで、審議会はどのようなメンバーで構成をされているのか、それぞれの分野が入っているのかどうかお伺いします。

藤本環境首都課長

環境審議会、いわゆる専門的な御意見や御提言を頂くところがございますけれども、こちらの方に、できたら今月中にでも諮問をさせていただこうと考えております。

その審議会のメンバーでございますが、全員で40名おりまして、農林水産分野ですとか、それから生物とか生態系の分野の先生とか、あと防災とか建築、建設の分野の方々、さらには医師とか薬剤師、栄養士というふうに、非常に多様な専門分野の方々に御参加をいただいておりますので、今回のこの問題につきましても、いろんな各方面から専門的な御意見、御提言を頂けるものと考えております。

藤田委員

今月中には審議会の方へ諮問を行うということですが、この適応戦略というのは関係するところが非常に多くてなかなか難しいとは思いますが、私はこれからの徳島のことを考えると非常に重要な業務であると思っておりますので、最後に、スタートを切るに当たって、部長からの意気込みをお伺いしたいと思えます。

高田県民環境部長

この適応戦略についての意気込みというお尋ねをいただきました。

委員がおっしゃいましたように、この適応戦略は非常に多くの分野にまたがっております。また、専門的な部分もあると。さらに、国の計画もまだ示されていないといったような事情がございますので、実際の策定作業に当たりましては、なかなか困難な部分が多いと思えますけれども、関係部局と連携をいたしまして、全庁一丸になってピンチをチャンスにという気概を持って、徳島県の特徴をしっかりと踏まえた、全国に誇れる計画となる

ように取りまとめてまいりたいと考えております。

そして、今後はこの適応策と、これまで取り組んできたいわゆる緩和策を地球温暖化対策の車の両輪というような位置づけで、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

藤田委員

部長からも力強いお言葉をいただきました。是非、頑張つていただきたいと思ひますが、策定に当たっては、私が代表質問のまとめのときにも申しましたように、守りだけではなくて、やはり攻めの部分をこの戦略の中に盛り込んでいただけるように要望いたしまして、終わります。

西沢委員

私も自然エネルギーのことで、2020年に25%とか2030年に37%ということで目標を立てるといふことですが、その中身ですね。例えば、県の施設での太陽光発電とか、そういう自然エネルギーを利用して、それだけで賄えるかどうかはわかりませんが、そういう太陽光発電とか自然エネルギーの設置の目標みたいなものはどのぐらいの割合で、今現実には、施設の中で何%ぐらい太陽光発電を設置しているんでしょうか。

谷本自然エネルギー推進室長

委員から、県有施設でどのぐらい太陽光パネルとかを設置しているのかとの御質問と思ひます。この推進戦略素案におきまして、例えば今回、ロードマップをつくりまして、県民の皆さんに見える形にしております。具体的には83ページの上の方に安心社会づくり、そのところに丸ポツで、防災拠点や避難所への太陽光パネルの設置箇所といふことで、平成25年は21か所、これを平成30年に100か所に増やしていこうという計画を掲げております。

西沢委員

この防災拠点や避難場所は、現実に何か所ですか。

谷本自然エネルギー推進室長

現在、市町村、あと県の施設を入れまして、平成25年で21か所ということになっております。

西沢委員

確かに先取りして言われたんですけども、当然狙いは防災拠点や避難場所へといふことなんですけど、その中で、どういうところを重点的に先にやっていくかといふことですよ。今は海部病院とか新しい病院も、太陽光パネルを設置するようになっていましてよ。

病院とか警察とか、そういう各災害の拠点の施設ですね。そのようなところは、当然先にやらないといけないですね。当然、避難場所も順次やらないといけないですけど、一番やらないといけないのは拠点ですね。県の南部の方の災害の拠点なんか、特に津波にやられるようなところは率先でやらないといけないし、変電所なんかもかなりやられたりして、電力そのものが簡単に復旧するとは思えませんので、非常電源だけでは駄目ですし、非常電源の燃料が賄えればいいんですけど、そうなるかどうかわからない。やっぱり最近地産地消、自前でというところが一番強いということで、太陽光発電などは、そういう本当に必要なところに設置していかないといけないと思うんですよね。

だから、平成27年に87か所という箇所付けだけでなく、どういうところから順番にやっていくんだと、重要拠点から順々にやっていくということも含めてやっていただいたらいいのかなと。災害というのは、今すぐに来るかわからないという、時期的なものがわからないという中で、そういう順番というのは非常に大切かなと思います、いかがですか。

谷本自然エネルギー推進室長

委員おっしゃること、非常に重要であると認識しております。実際、病院とか学校は太陽光パネルと蓄電池というふうな組合せでやっており、関係する市町村並びに県の関係部局と相談しまして、優先順位を付けて今取り組んでいるところでございます。

西沢委員

もう一つ、私は災害の方からしか見てないんですけど、大きな災害のときに、その地域で必要最低限のエネルギーを賄えるようにするためには、今、個人的に設置している太陽光パネルをいかにそのときに利用させてもらえるかという中で、今は公共施設がやっているだけではなくて、もっと利用範囲が広がるんじゃないかなと。そういう必要なものに対して、なかなか電力が多く要るものもあります。例えば水源地のポンプなんか、非常にエネルギーが要るんじゃないかなと。もしポンプ場がやられなかったとしても、ポンプの電力をどう賄うのかということで、やっぱり民間からのエネルギーの供給なんか、そんなときには必要になってくるかなというふうに思うんですよ。ここでは八十何か所やるというだけじゃなくて、民間をも利用した、利用させてもらう方法論。前から言っていますが、電気自動車で行って、そこで充電をしてまた行くという方法もあるでしょうし、また当然ながらケーブルで重点的に流してもらうというやり方もあったりするんですけど、問題は、そういう公共施設プラス個人の持っているもの、それをいかに利用させてもらうかということも研究してほしいなと思います。

谷本自然エネルギー推進室長

委員から6月議会でも同じような御意見を頂いております。早速8月7日に知事を先頭に国の方に、特に南部とか、系統問題が非常に弱いということがありますので、国に対して系統問題、強くするような要望をしております。やはり個人から電気を頂くにしても、

やっぱりそういう配線，系統が重要であると思いますので，今後機会あるごとに，国，四国電力にもそういった趣旨で要望をしていきたいと考えております。

西沢委員

太陽光発電をやるときに，最初に問題になったのはケーブルですね。そういう都市部，遠距離に送るのに，海部郡の方から送る太いケーブルがなくて，それは自前でやってくださいと。四国電力に言うと，例えば太陽光パネルをたくさん使って発電すると。それで，自前で線を引っ張ってくるというふうな話もございました。だから，当然今までも話が出てますから，このようなものも含めて，やはり常日ごろの利用と，それをまさかのときに利用する方法をきちんと見定めてやってください。よろしくお願いします。

長尾委員

午前中に政策創造部で18歳選挙権のことが出ましたが，私は県民環境部の方で質問させてもらいたいと思いますが，今，徳島県議会は年に4回，毎回小学生の社会見学ツアーで議会の傍聴というのをやっています。それとあわせて，夏に子ども県議会というのをやって，これは県議会議員が小学生の質問に答弁をするということでやっているわけでありませんが，いよいよ18歳，19歳，こういった中で，高校生3年生の中で，その一番早いのは来年の7月の参議院選挙に間に合う方々が選挙権を得ると。こういうことで，主権者教育ということが今問われて，かつ文部科学省も今回ガイドラインを出して，いよいよ取組をしなければいけないと。

そういう中で，この高校生に対して有権者意識，有権者教育を具体的にいろんな策で各県，それぞれ取り組まれているわけでありまして。そういう中で，もう既に他県においては，高校生による県議会というものを開催しているところもあれば，今回の18歳選挙権を受けて，この8月にも開催をしたところもあれば，来年年明けて開催するところもあると。ちょっと調べてみると，やったところ，これからやるところ，両方入れると，香川県，沖縄県，奈良県，茨城県，鳥取県，福井県，熊本県，三重県では，もう既に高校生県議会というのを考えている。県内の高校から選ばれて議員となって，知事をはじめ教育長とか理事者が答弁をする。それはそれぞれ，県によっても若干違いがあるようではありますが，いずれにしても，テーマを決めて質問する。これは高校生に対して，大きな有権者としての意識を啓発することになろうかと思えます。

そこで，本県としても教育委員会とも連携をとって，是非，高校生による県議会の開催というものを来年の7月選挙以前に開催をすべきだと，このように提案したいと思いますが，いかがでありましょうか。

岸本委員長

小休します。（14時29分）

岸本委員長

再開します。（14時30分）

竹岡県民環境政策課長

ただいま長尾委員の方から、18歳に選挙権が引き下げられるということで、高校生に対する主権者教育の充実を図るべきではないかと。その中で、知事部局の方で、高校生の県議会を開催すべきという御提案でございます。県民環境部におきましては青少年の健全育成という部分で、若者の政治参加、意識を高めるというような施策をあらゆる形でさせていただいているところでございます。

今年度におきましても、とくしま若者未来夢づくりセンターということでフューチャーセンターという事業を立ち上げてやっているところでございますが、今、委員のおっしゃいましたような県議会という形での高校生の意見、それに対して、県の施策を説明するという機会をつくるというのは、確かに大変有効な形であろうとは考えております。

今後、委員の方からもお話がありましたように、政策創造部の選挙管理委員会、また市町村、市町村議会、また教育委員会の方とも十分連携をとりまして、どのような形でできるのか検討を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

長尾委員

小学生の県議会というのは、答えるのは県議会議員で、それもいいんだけど、高校生が本当の有権者として勉強もしてテーマを決めて、それを知事なり教育長なり、県の知事部局の人が答えるということは大変意義深いことだと思うし、同世代の高校生たちに大変なインパクトを与える。これは、できれば小学生による県議会と同様に、もう既に毎年やっているところもあると思うけれども、毎年時期を決めてやっていけば、新たな有権者になる高校生というのは年配の方や全ての有権者に影響を与えるのではないかと。低投票率の中で、有権者としての自覚を醸成していくということにおいて、私は大変意義があるものだと思います。県内の県立高校の生徒が各校から選ばれて、本当にそれぞれテーマを持って質問すれば、私はすごいやり取りがあるんじゃないかなと、こういうふうに思っております。

今、関係課と連携をとって検討していくという御答弁がありましたけれども、是非実現に向けて、少なくとも時期はよく検討させていただいて、来年7月、なるべくなら早い段階で開催をして、高校生の有権者教育に大きく効果が出るような、そういう取組をお願いしたいと思います。

この高校生県議会の効果というか、そういったことも含めて、今の各課と連携をやっていくということについて、使命をもってやってもらいたい。

東端県民環境部副部長

ただいま長尾委員の方から、高校生に対する政治参加の意識を高めるために、県議会と

いったものを知事部局の方で検討すればという御意見を頂きました。若者に対して、幅広く若い世代が県政に興味を持っていただき、そして、自立した大人として成長いただく。あるいは、県の運営に関与、寄与していただく。そういったことは極めて重要だと思っております。先ほど担当課長も申しあげましたけれども、今年度からは、とくしま若者未来夢づくりセンターというのを実施いたしまして、若者が徳島県の状況を真剣に考えていただいて、徳島県に対して新たな提案を頂く、そういった事業を我が部の方で実施しているところです。これは、県内3か所で、1日かけまして討議をいただいて、出た提案をできれば県政に反映したい、そういう趣旨で実施をしておる事業でございます。もう既に他県では実施した事情もあるというようなお話もいただきました。他県の状況とか、あるいは関係部局、市町村の皆さん方との協議をさせていただきながら、検討をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

長尾委員

結構だと思いますが、もう一度最後、実現に向けて検討しますというように答弁していただけないか。

東端県民環境部副部長

それぞれ関係部局がございますので、そういったところとも十分協議をしながら、当部といたしましては、実現の方向で検討を進めてまいりたいと思っております。

達田委員

事前委員会でもお尋ねをしたんですけれども、子供の保育所の待機児童なんですけど、今回新しく、厚生労働省から4月1日時点の待機児童数が発表されたということで、新聞報道もされておりますけれども、徳島県の場合は今どうなのか。これは4月1日時点なんですけど、年度途中もわかりましたら、お知らせいただきたいと思ひます。

日下子ども・子育て支援室長

ただいま待機児童に関する御質問を頂きました。

平成27年4月1日付の本県の待機児童の状況でございますけれども、計57人となっております。内訳といたしましては、徳島市で36人、石井町で9人、北島町で7人、藍住町で5人となっております。年度途中ということでございますけれども、調査が行われますのが毎年4月1日現在と10月1日現在ということで、年度途中につきましては、今のところは把握していない状況でございます。

達田委員

例年、4月1日の待機児童数というのが40名ぐらいだったと思うんですが、それから比べますと、ちょっと増えているなと思うんですね。ですから、10月1日の時点で、また途

中で入所したいという方で入れない方も増えていてるんじゃないかなと思われま。県は一生懸命施設の整備をされてきましたけれども、なかなかそれが追いつかないということで、待機児童になりますと、お母さんがせつかく仕事をしたいと思っても働けないということで、この点でも大きな社会的損失といいますか、女性の社会進出をどんどんと広げていきたいと思います。逆になっていっておりますので、是非この解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。その解消に向けた新たな取組というのはあるのでしょうか。

日下子ども・子育て支援室長

待機児童の解消に向けての取組ということでございます。今回、昨年4月1日現在では41名ということで、16名増加しているところでございます。要因といたしましては、考えられるところでございますけれども、核家族化でありますとか、共働き家庭世帯の増加ということで、保育ニーズも年々増加しているんじゃないかと思えます。それから、保育所の整備でありますとか子育ての支援の事業が充実してまいりますと、それは働く環境が整備されていくということでもございまして、潜在的なニーズでありますとか、そういったものが顕在化してきて、需要が喚起させているような状況であろうかと思えます。

それから、本年4月から本格的にスタートいたしました子ども・子育て支援新制度によりまして、保育認定を受けられる要件が緩和されております。求職中や就学中、パートタイムなどの保育を必要とする理由が明記されまして、これも潜在的なニーズが顕在化したのではないかと考えております。

それで、この新しい制度におきまして、これまでは待機児童が発生しますたびに、後追いで保育所等を整備してきたような、それで受皿の拡大を図ってきたようなところもあろうかと思えますけれども、事前の委員会でも答えさせていただきましたように、本年4月からの子ども・子育て支援新制度におきましては、各市町村におきまして保育のニーズ、潜在的な希望も含めたニーズ調査を行いまして、平成27年度から平成31年度までの必要な保育の量とその確保策を盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画というのを策定いたしまして、県におきましてもこの計画と整合性を図りまして、その支援計画を策定しているところでございます。

今後は、この計画に基づきまして施設の整備を計画的に進めていくということで、そして受皿の定員を確保していくと。それで、待機児童の解消を図っていくということでございますけれども、今年度から本格的にスタートした制度でございますので、その計画に従っていくのが、要は今年がスタートの年ということでございます。

今後は、今年度、来年度につきましては、この計画におきましても待機児童が生じるという見込みがありますけれども、平成29年度には全ての市町村で待機児童が解消される見込みとなっておりますので、この計画とかに基づきまして、必要に応じて整備を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

子供の数自体は減っていますが、やっぱり社会へ出て働こうという方が増えてきた、また働かざるを得ないという方も増えてきていると思います。そういう中で、やっぱり保育所というのは本当に頼みの綱といたしますか、本当に大事な施設でございますので、是非、待機児童の解消ということを目指して頑張っていたいただきたいと思います。特に、職場が多い徳島市などで目立ちますので、そういうところに集中して施設を整備しなければ、これからますます保育所に入所要望というのが多くなってくると思いますので、是非その点、頑張っていたいただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、国がだんだんと保育士不足を口実に、保育の内容を緩和していこうというようなことがあります。朝夕のお迎えとか、送ってきたときに保育士が1人でもいいよという通達を出しております。本当に危ないことなんですけれども、徳島県の状況はどうなんでしょうか。

日下子ども・子育て支援室長

国が出しているそのことにつきましては、承知しているところでございますけれども、全ての状況を現在把握しているわけではございません。ただ、保育の現場としては、そういったことでは保育の質が下がるとか、そのような声を聞いたことがございます。また取組について把握したいと思います。

達田委員

是非、その状況を把握していただいて、やっぱりお迎えの前とか非常にざわざわしているときに、お迎えがきて子供の数が減ってきたとしても、やっぱり保育士が1人といいますと、何かあるときに対処ができないわけです。ですから、必ず複数、最低2人いられるような、そういう体制をちゃんと確保してくださいというのを、きっちり県としても指導方針として、通達していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

南委員

先ほど藤田委員も質問した指定管理のことなんです。子育て支援業務をする男女共同参画交流センターの子育て支援業務というのは、具体的にどんな仕事をしているんでしょうか。

露口男女参画・人権課長

南委員から、指定管理のうち、男女共同参画交流センターの子育て支援業務ということで御質問を頂いております。

当センターは建物としては、アスティとくしまの中に区分して我々が所管しておる施設でございますが、平成18年11月に開館をいたしまして、当初から指定管理者制度を導入しております。この施設は一体の施設ではあるんですが、当初から機能といたしまして、研

修室，ホール等の貸館業務と委員御質問のございました，子育て支援業務と，2区分に分けてまして指定管理に出しております。

その趣旨といたしましては利用促進のための貸館と，一方で利用者の利便をより図るという意味で，いわゆるこども室と申しておりますが，託児機能を持たせております。その部分を切り離して，専門的に特化した業者の方をお願いをしておるところでございまして，施設といたしましては，センターの2階に託児ルームを設けてまして，そこで施設の利用者の方々の一時的なお子様のお預かりをしておるところでございます。

南委員

一般の部屋の貸し借りを管理するのと比べて，これは専門性があるって，そこで勤める人は資格も要ったり，常に教育を受けてないとなかなかできない業務ですよ。こういう業務のところというのは，本当に指定管理で5年ごとに契約を見直すのがいいのかなと思います。やはり，指定管理を受けている組織にとっても，社員教育をしたり従業員に資格取得をさせていくのには，ある程度長いスパンで物事を考えていかないと，社員教育がなかなかできないと思うんですね。指定管理でとりあえず動いている中で，なかなか変えられないのだったら，契約の期間を延ばすとか，そういう一律の決め方というのではなくて，業務に合わせて契約期間というのを考える余地というのはあるんでしょうか。

露口男女参画・人権課長

指定管理期間の御質問でございます。

指定管理期間につきましては，全庁的なルールもございます。基本的には3年若しくは5年というルールでございまして，一般的に5年になっている施設は，管理運営のノウハウにより専門性が求められるような施設になっており，そういう意味で，このこども室の部分が5年になっております。委員のおっしゃること，我々としても非常に有り難いことで，現在も保育士の資格を持つ方が必要に応じて配置されまして，非常に利用状況も伸びており，好評も頂いておるところでございますので，委員のおっしゃるように，是非この関係を維持してまいりたいと思いますが，一方で，指定管理者という制度の中で運用していくものでございますので，一定期間での見直し，更新，そこで競争性が働いて，より利便性が高まればいいのかと思っておりますので，御意見としてはしっかり受けとめておきたいと思っております。ありがとうございます。

南委員

競争性と言いながら，今回も申請団体は1団体だと。それまでに募集要項の配付があるので，競争性の若干の担保はできているのかもしれませんが，業務によっては7年，10年という業務も考えてほしいということ要望して終わります。

岸本委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。

次にお諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

それでは、これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時54分）